

栃木県入札適正化委員会設置要綱

(目的)

第1条 栃木県が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）について、入札及び契約手続の公正の確保と透明性の向上並びに指名停止等措置の適正な執行を図るため、栃木県入札適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 入札及び契約手続の運用状況等について知事、教育委員会、企業局長及び警察本部長（以下「知事等」という。）から報告を受けること。
- 二 委員会が抽出した公共工事に関し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約の理由等についての審議を行うこと。
- 三 知事からの依頼に基づき、特定調達適用基準額未満の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における入札及び契約手続に係る再苦情の申立てについての審議を行うこと。
- 四 指名停止等措置に係る苦情処理要領に基づく指名停止又は警告、注意の喚起に係る再苦情の申立てについて、知事からの依頼に基づき審議を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、人格、識見に優れ、入札・契約制度について必要な学識経験等を有する者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議決)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として6か月に1回開催する。
- 5 第2条第3号及び第4号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、必要に応じて開催する。
- 6 前2項に規定する会議は、非公開とし、議事の概要は、これを公表する。

(抽出の委任)

第5条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。

2 当番委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(意見の具申又は報告)

第6条 委員会は、第2条第1号及び第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象公共工事について不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、知事等に対して意見の具申又は報告を行うことができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、審議事案について利害関係を持つと認められる場合には、議事に参加することができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、県土整備部監理課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成19年6月1日から適用する。

2 平成19年5月31日以前に入札公告又は入札通知をした工事については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から適用する。